

## 議案第 67 号

### 鳥取県税条例等の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県税条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

（鳥取県税条例の一部改正）

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(申告書、届出書等の提出の特例)

第19条の2 法第747条の2第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う書面等地方税関係申告等については、前条の規定を適用しない。この場合において、当該書面等地方税関係申告等は、前条の規定により提出されたものとみなして、この条例の規定を適用する。

第19条の3 法第747条の3第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う書面等以外地方税関係申告等については、第19条の規定を適用しない。

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第88条 略

2 略

(申告書、届出書等の提出の特例)

第19条の2 法第747条の2第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う特定書面等地方税関係申告等については、前条の規定を適用しない。この場合において、当該特定書面等地方税関係申告等は、前条の規定により提出されたものとみなして、この条例の規定を適用する。

第19条の3 法第747条の3第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う特定地方税関係申告等については、第19条の規定を適用しない。

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第8項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

4・5 略

6 第1項の規定にかかわらず、知事は、同項の規定による申告がない場合においても、当該住宅の取得が法第73条の14第1項又は第3項に規定する要件に該当すると認めるときは、同条第1項又は第3項の規定を適用することができる。

（住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告）

第89条 略

2・3 略

3 法附則第11条第8項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

4・5 略

（住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告）

第89条 略

2・3 略

4 第1項の規定にかかわらず、知事は、同項の規定による申告がない場合においても、当該土地の取得が法第73条の24第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認めるときは、同条第1項から第3項までの規定を適用することができる。

(種別割の税率)

第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号から第6号までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額

(2)・(3) 略

(種別割の税率)

第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号から第8号までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額

(2)・(3) 略

(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和3年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(4) 略

(5) 略

(6) 略

略

2 前項の表(2)アの a から m まで及び(2)イの a から m までに掲げる自動車のうち最大乗車定員が 4 人以上であるものに係る種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、1 台について 1 年当たり、同項に定める額に、同項第 1 号に掲げる種別割にあつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる種別割にあつては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第 4 号及び同項第 5 号に掲げる種別割にあつては同表の最大軽課税率

(5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）で令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和3年度分の種別割 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

(6) 略

(7) 略

(8) 略

略

2 前項の表(2)アの a から m まで及び(2)イの a から m までに掲げる自動車のうち最大乗車定員が 4 人以上であるものに係る種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、1 台について 1 年当たり、同項に定める額に、同項第 1 号に掲げる種別割にあつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる種別割にあつては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第 4 号に掲げる種別割にあつては同表の最大軽課税率の欄に定める額

の欄に定める額を、同項第6号に掲げる種別割にあつては同表の  
最小軽減税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略

を、同項第5号に掲げる種別割にあつては同表の最小軽減税率の  
欄に定める額を、それぞれ加算した額とする

略

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。）において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項に規定する控除額を当該納税</p>	<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。）において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項<u>（同条第3項において読み替</u></p>

義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

3 所得割の納税義務者が、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第14項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合（居住年が平成26年から令和3年までの場合に限る。）は、法附則第5条の4の2第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

えて適用する場合を含む。）に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

3 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次項及び次条第5項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第6条第4項の規定の適用を受けた場合における前項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条第5項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における前項の規定の適用については、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における第2項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

第3条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 納税者（個人の県民税及び地方消費税の貨物割に係る者を除く。）又は特別徴収義務者（個人の県民税に係る者を除く。）が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に</p>	<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 納税者（個人の県民税及び地方消費税の貨物割に係る者を除く。）又は特別徴収義務者（個人の県民税に係る者を除く。）が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に</p>



掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとし、第3号及び第4号に掲げる者に対する払込みは、法第747条の6第2項に規定する特定徴収金に限るものとする。

(1)～(3) 略

(4) 法第747条の8第1項に規定する機構指定納付受託者

2 前項の払込みは、同項第1号又は第2号に該当する者に対して行う場合にあつては納付書、納入書又は第137条の9第1項若しくは第144条の規定により提出すべき申告書により、同項第3号に該当する者に対して行う場合にあつては法第747条の6第2項に規定する総務省令で定める方法により、同項第4号に該当する者に対して行う場合にあつては法第747条の8第1項に規定する総務省令で定めるところにより行うものとする。

3 略

(3世代住宅等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとし、第3号に掲げる者に対する払込みは、法第747条の5の2第2項に規定する特定徴収金に限るものとする。

(1)～(3) 略

2 前項の払込みは、同項第1号又は第2号に該当する者に対して行う場合にあつては納付書、納入書又は第137条の9第1項若しくは第144条の規定により提出すべき申告書により、同項第3号に該当する者に対して行う場合にあつては法第747条の5の2第2項に規定する総務省令で定める方法によるものとする。

3 略

(3世代住宅等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第83条の2 略

2 前項の申告は、第106条の2の定めるところにより、知事が別に定める期日までにしなければならない。

3～5 略

(不動産の取得に係る申告又は報告)

第84条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

(1)～(6) 略

2 略

第83条の2 略

2 前項の申告は、第84条第1項の規定により当該住宅又は土地の取得の事実を申告する際、第106条の2の定めるところによって、併せてしなければならない。

3～5 略

(不動産の取得に係る申告又は報告)

第84条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

3 第1項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に対し同項各号に定める事項について申告を求めることができる。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、知事は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは、不動産を取得した者に対し第1項各号に定める事項以外の事項について報告を求めることができる。

5 第1項若しくは第3項の申告又は前項の報告は、当該不動産の所在地の市町村長を経由してしなければならない。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第86条 市町村長は、法第73条の18第4項の規定によって送付し、又は通知する場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳（法第341条第9号に規定する固定資産課税台帳をいう。）に登録された価格その他不動産の価格の決定について参考となるべき事

3 知事は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは、不動産を取得した者に対し報告を求めることができる。

4 第1項の申告又は前項の報告は、当該不動産の所在地の市町村長を経由してしなければならない。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第86条 市町村長は、法第73条の18第3項の規定によって送付し、又は通知する場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳（法第341条第9号に規定する固定資産課税台帳をいう。）に登録された価格その他不動産の価格の決定について参考となるべき事

項を、規則で定める通知書によって併せて知事に通知するものとする。

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第90条 法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第73条の24第1項第1号に規定する特例適用住宅の新築、同条第2項第1号に規定する耐震基準適合既存住宅等の取得又は同条第3項第1号に規定する耐震基準不適合既存住宅の取得をすることを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

項を、規則で定める通知書によって併せて知事に通知するものとする。

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第90条 法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第73条の24第1項第1号に規定する特例適用住宅の新築、同条第2項第1号に規定する耐震基準適合既存住宅等の取得又は同条第3項第1号に規定する耐震基準不適合既存住宅の取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該土地の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第92条 法第73条の27の2第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から6月以内に同条第1項に規定する耐震改修を行うことを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の特例に関する申告)

第92条の2 法附則第62条第2項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、知事が別に定める期日まで

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第92条 法第73条の27の2第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から6月以内に同条第1項に規定する耐震改修を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の特例に関する申告)

第92条の2 法附則第62条第2項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該住宅を取得した日から

に、知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第94条 法第73条の27の3第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、不動産を取得した日から1年以内に当該不動産以外の不動産を収用され、又は譲渡することを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

耐震改修の日後6月以内に第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第94条 法第73条の27の3第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、不動産を取得した日から1年以内に当該不動産以外の不動産を収用され、又は譲渡することを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第96条 法第73条の27の4第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第98条 法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲受け予定者等が同条第1項に規定する取得をすることを証明する書類

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第96条 法第73条の27の4第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第98条 法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲受け予定者等が同条第1項に規定する取得をすることを証明する書類

を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第100条 法第73条の27の6第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項に規定する売渡し若しくは交換又は現物出資をすることを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第100条 法第73条の27の6第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項に規定する売渡し若しくは交換又は現物出資をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略



(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第102条 法第73条の27の7第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項に規定する譲渡をすることを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(3世代住宅等の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第106条の2 第83条の2第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項各号に規定する期間内に3世代住宅の耐震改修、新築又は取得をす

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第102条 法第73条の27の7第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項に規定する譲渡をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(3世代住宅等の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第106条の2 第83条の2第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項各号に規定する期間内に3世代住宅の耐震改修、新築又は取得をす

ることを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第108条 法附則第11条の4第2項において準用する法第73条の25

第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申告書に、助成金の支給を受けたことを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

ることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該住宅又は土地の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第108条 法附則第11条の4第2項において準用する法第73条の25

第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申告書に、助成金の支給を受けたことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(宅地建物取引業者による中古住宅の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第110条 法附則第11条の4第5項において準用する法第73条の25

第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(宅地建物取引業者による中古住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第112条 法附則第11条の4第7項において準用する法第73条の25

第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した

(宅地建物取引業者による中古住宅の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第110条 法附則第11条の4第5項において準用する法第73条の25

第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該住宅の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(宅地建物取引業者による中古住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第112条 法附則第11条の4第7項において準用する法第73条の25

第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した

日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該住宅の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 鳥取県税条例の一部を改正する条例(令和2年鳥取県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中鳥取県税条例第43条の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(法人の県民税の申告納付)</p> <p>第43条 県民税を申告すべき法人は、法第53条の規定により、同条第1項、第2項、<u>第31項、第34項及び第35項</u>の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。</p>	<p>(法人の県民税の申告納付)</p> <p>第43条 県民税を申告すべき法人は、法第53条の規定によって、同条第1項、第2項、<u>第4項、第19項、第22項及び第23項</u>の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。</p>

2 法第53条第1項、第31項及び第35項の規定により申告書を提出すべき法人は、当該申告書（同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定により申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。

3 法人税法第71条第1項若しくは同法第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその事業年度開始の日から6月経過日（法第53条第2項に規定する6月経過日をいう。以下この項において同じ。）の前日までの期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第1項（法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項に係る部分に限る。）又は法第53条第2項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該事業

2 法第53条第1項、第4項、第19項及び第23項の規定によって申告書を提出すべき法人は、当該申告書（同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定によって申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。

3 法人税法第71条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定によって申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度（法人税法第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下この項、第53条の20及び第61条第3項において同じ。）開始の日から6月の期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第1項（法人税法第71条第1項及び法第53条第2項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6

年度開始の日から6月経過日の前日までの期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。

4 特定法人（法第53条第66項に規定する特定法人をいう。）である内国法人（法第23条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。）は、第1項の規定にかかわらず、法第53条第65項に規定する方法により同項の申告を行わなければならない。

5 略

6 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ法第53条第65項に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。

月の期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。

4 特定法人（法第53条第47項に規定する特定法人をいう。）である内国法人（法第23条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。）は、第1項の規定にかかわらず、法第53条第46項に規定する方法により同項の申告を行わなければならない。

5 略

6 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ法第53条第46項に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。

第5条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例（令和3年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中鳥取県税条例第54条、第56条及び第58条の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
(事業税の納税義務者等)	(事業税の納税義務者等)

第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額	
(1) (2)、(3)及び(4)に掲げる事業以外の事業	イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人（ <u>法第72条の24の7第7項</u> に規定する特別法人をいう。以下この節において同じ。）、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団	略

第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額	
(1) (2)及び(3)に掲げる事業以外の事業	イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人（ <u>法第72条の24の7第6項</u> に規定する特別法人をいう。以下この節において同じ。）、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団	略

等、同条第5項に規定するみなし課税法人、同条第1項第1号口に規定する投資法人、同号口に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の

等、同条第5項に規定するみなし課税法人、同条第1項第1号口に規定する投資法人、同号口に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の



	<p>法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（以下この節において「外形標準課税対象外法人」という。）</p>			<p>法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（以下この節において「外形標準課税対象外法人」という。）</p>	
<p>(2) 電気供給業 ((3)に掲げる事業を除く。)、<u>導管ガス供給業</u>（法第72条の2第1項第2号に規定する<u>導管ガス供給業</u>をいう。以下この節に</p>	<p>略</p>		<p>(2) 電気供給業 ((3)に掲げる事業を除く。)、<u>ガス供給業</u>（法第72条の2第1項第2号に規定する<u>ガス供給業</u>をいう。以下この節において同</p>	<p>略</p>	

において同じ。)及び  
保険業(貿易保険  
の事業を含む。以  
下この節において  
同じ。)

(3) 電気供給業の

略

うち、小売電気事  
業等(法第72条の  
2第1項第3号に  
規定する小売電気  
事業等をいう。以  
下この節において  
同じ。)、発電事業  
等(同号に規定す  
る発電事業等をい

イ 外形標準課税対象外  
法人

収入割  
額及び  
所得割  
額の合  
算額

じ。)及び保険業  
(貿易保険の事業  
を含む。以下この  
節において同じ。)

(3) 電気供給業の

略

うち、小売電気事  
業等(法第72条の  
2第1項第3号に  
規定する小売電気  
事業等をいう。以  
下この節において  
同じ。)及び発電事  
業等(同号に規定  
する発電事業等を

イ 外形標準課税対象外  
法人

収入割  
額及び  
所得割  
額の合  
算額

う。以下この節において同じ。) 及び  
特定卸供給事業  
(同号に規定する  
特定卸供給事業を  
いう。以下この節  
において同じ。)

(4) 特定ガス供給業 (法第72条の2第1項第4号に規定する特定ガス供給業をいう。以下この節において同じ。)

2～5 略

いう。以下この節において同じ。)

収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

2～5 略

(法人の区分経理の義務)

第56条 略

2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う

法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに行わなければならない。

- (1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業
- (2) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、導管ガス供給業及び保険業
- (3) 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業
- (4) 特定ガス供給業

(法人の事業税の税率)

第58条 略

(法人の区分経理の義務)

第56条 略

2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う

法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに行わなければならない。

- (1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業
- (2) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業
- (3) 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2)、 <u>(3)及び(4)</u> に掲げる事業 以外の事業	外形標準課 税対象法人 (受託法人 (法第72条 の2の2第 3項に規定 する受託法 人をいう。 以下この条 において同	略 各事業年度の 所得	100分の 1

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2)及び <u>(3)</u> に掲げる 事業以外の事 業	外形標準課 税対象法人 (受託法人 (法第72条 の2の2第 3項に規定 する受託法 人をいう。 以下この条 において同	略 各事業年度の 所得のうち年 400万円以下の 金額 各事業年度の 所得のうち年 400万円を超え 年800万円以下 の金額	100分の 0.4 100分の 0.7

じ。)を除く。次項において同じ。)

略

(2) 電気供給業((3)に掲げる事業を除く。)、導管ガス供給業及び保険業

電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。)、導管ガス供給業及び保険業を行う法人

略

じ。)を除く。次項において同じ。)

略

(2) 電気供給業((3)に掲げる事業を除く。)、ガス供給業及び保険業

電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)、ガス供給業及び保険業を行う法人

各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額

100分の1

(3) 電気供給業のうち小売電気事業等、 <u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>	略		
	外形標準課税対象外法人	略	
		各事業年度の所得	100分の1.85
(4) 特定ガス供給業	特定ガス供給業を行う法人	各事業年度の収入金額	100分の0.48
		各事業年度の付加価値額	100分の0.77
		各事業年度の資本金等の額	100分の0.32

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものの(外形標準課税対象法人を除く。)及び受託法人であるものが

(3) 電気供給業のうち小売電気事業等及 <u>び発電事業等</u>	略		
	外形標準課税対象外法人	略	
		各事業年度の所得の金額	100分の1.85

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額

行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額とする。

法人	金額	税率
特別法人	各事業年度の所得	100分の4.9
<u>特別法人以外</u> の法人	略	

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞ

は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額 (外形標準課税対象法人にあつては、その合計額) とする。

法人	金額	税率
外形標準課税	各事業年度の付加価値額	100分の1.2
対象法人	各事業年度の資本金等の額	100分の0.5
	各事業年度の所得	100分の1
特別法人	各事業年度の所得	100分の4.9
<u>その他の法人</u>	略	

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞ



れ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を  
乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)、(3)及び(4) に掲げる事業以外の事業	略	
(2) 電気供給業 ((3)に 掲げる事業を除く。)、 <u>導 管ガス供給業及び保険業</u>	略	
(3) 電気供給業のうち小 売電気事業等、 <u>発電事業 等及び特定卸供給事業</u>	略	
	各事業年度の所得	100分の 1.85
(4) 特定ガス供給業	各事業年度の収入 金額	100分の 0.48
	各事業年度の付加 価値額	100分の 0.77

れ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を  
乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)及び(3)に掲げ る事業以外の事業	略	
(2) 電気供給業 ((3)に 掲げる事業を除く。)、 <u>ガ ス供給業及び保険業</u>	略	
(3) 電気供給業のうち小 売電気事業等及び <u>発電事 業等</u>	略	
	各事業年度の所得 <u>の金額</u>	100分の 1.85

	各事業年度の資本	100分の
	金等の額	0.32

5 略


5 略

附則第3条を次のように改める。

(法人の事業税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、第2条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下この条において「4年新条例」という。）の規定は、4年新条例の施行の日（以下この条において「4年新条例施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、4年新条例施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 4年新条例第54条第1項、第56条第2項並びに第58条第2項及び第4項の規定（これらの規定中特定卸供給事業に係る部分を除く。）は、4年新条例施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、4年新条例施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(鳥取県税条例の一部を改正する条例（令和2年鳥取県条例第8号）附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第3号に掲げる規定による改正前の鳥取県税条例の一部改正)

第6条 鳥取県税条例の一部を改正する条例（令和2年鳥取県条例第8号）附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第3号に掲げる規定による改正前の鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
(事業税の納税義務者等)			(事業税の納税義務者等)		
第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。			第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。		
事業	額		事業	額	
(1) (2)、(3)及び(4)に掲げる事業以外の事業	イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人(法第72条の24の7第7項に規定する特別法人をいう。以下この	略	(1) (2)及び(3)に掲げる事業以外の事業	イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人(法第72条の24の7第6項に規定する特別法人をいう。以下この	略

節において同じ。)、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、同条第1項第1号ロに規定する投資法人、同号ロに規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人

節において同じ。)、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、同条第1項第1号ロに規定する投資法人、同号ロに規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人

	<p>(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(以下この節において「外形標準課税対象外法人」という。)</p>			<p>(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(以下この節において「外形標準課税対象外法人」という。)</p>	
<p>(2) 電気供給業 ((3)に掲げる事業を除く。)、<u>導管ガス供給業</u>(法第72条の2第1項第</p>	<p>略</p>		<p>(2) 電気供給業 ((3)に掲げる事業を除く。)、<u>ガス供給業</u>(法第72条の2第1項第2号</p>	<p>略</p>	

2号に規定する導管ガス供給業をいう。以下この節において同じ。)及び保険業(貿易保険の事業を含む。以下この節において同じ。)

(3) 電気供給業の

うち、小売電気事業等(法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において

略

イ 外形標準課税対象外  
法人

収入割  
額及び  
所得割  
額の合  
算額

に規定するガス供給業をいう。以下この節において同じ。)及び保険業(貿易保険の事業を含む。以下この節において同じ。)

(3) 電気供給業の

うち、小売電気事業等(法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において

略

イ 外形標準課税対象外  
法人

収入割  
額及び  
所得割  
額の合  
算額

同じ。)、発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。）及び特定卸供給事業（同号に規定する特定卸供給事業をいう。以下この節において同じ。）

同じ。)及び発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。）

(4) 特定ガス供給業（法第72条の2第1項第4号に規定する特定ガス供給業をいう。以下

収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

この節において同

じ。)

2～5 略

(法人の区分経理の義務)

第56条 略

2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う

法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに行わなければならない。

- (1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業
- (2) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、導管ガス供給業及び保険業
- (3) 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業
- (4) 特定ガス供給業

2～5 略

(法人の区分経理の義務)

第56条 略

2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う

法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに行わなければならない。

- (1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業
- (2) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業
- (3) 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等



(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) <u>一</u>	外形標準課	略	
<u>(3)及び(4)</u> に掲げる事業 以外の事業	税対象法人 (受託法人 (法第72条 の2の2第 3項に規定 する受託法	各事業年度の 所得	100分の 1

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) <u>及び</u>	外形標準課	略	
<u>(3)</u> に掲げる 事業以外の事 業	税対象法人 (受託法人 (法第72条 の2の2第 3項に規定 する受託法	各事業年度の 所得のうち年 400万円以下の 金額	100分の 0.4
		各事業年度の 所得のうち年	100分の 0.7

	人をいう。 以下この条 において同 じ。)を除 く。次項に おいて同 じ。)				人をいう。 以下この条 において同 じ。)を除 く。次項に おいて同 じ。)	400万円を超え 年800万円以下 の金額	
	略				略	各事業年度の 所得のうち年 800万円を超え る金額	100分の 1
(2) 電気供給 業((3)に掲 げる事業を除 く。)、 <u>導管ガ ス供給業</u> 及び 保険業	電気供給業 (小売電気 事業等、 <u>発 電事業等及 び特定卸供 給事業</u> を除	略		(2) 電気供給 業((3)に掲 げる事業を除 く。)、 <u>ガス供 給業</u> 及び保険 業	電気供給業 (小売電気 事業等 <u>及び 発電事業等</u> を除く。)、 <u>ガス供給業</u>		

	く。)、 <u>導管</u> <u>ガス供給業</u> 及び保険業 を行う法人		
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等、 <u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>	略	略	
	外形標準課税対象外法人	各事業年度の所得	100分の1.85
(4) 特定ガス供給業	特定ガス供給業を行う法人	各事業年度の収入金額	100分の0.48
		各事業年度の付加価値額	100分の0.77

	及び保険業 を行う法人		
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等及び <u>発電事業等</u>	略	略	
	外形標準課税対象外法人	各事業年度の所得の金額	100分の1.85

	各事業年度の 資本金等の額	100分の 0.32
--	------------------	---------------

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものの (外形標準課税対象法人を除く。) 及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額とする。

法人	金額	税率
特別法人	各事業年度の所得	100分の4.9

--	--	--

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額 (外形標準課税対象法人にあっては、その合計額) とする。

法人	金額	税率
外形標準課税 対象法人	各事業年度の付加価値額	100分の1.2
	各事業年度の資本金等の額	100分の0.5
	各事業年度の所得	100分の1
特別法人	各事業年度の所得	100分の4.9

特別法人以外 の法人	略
---------------	---

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)、(3)及び(4)に掲げる事業以外の事業	略	
(2) 電気供給業((3)に掲げる事業を除く。)、 <u>導管ガス供給業</u> 及び保険業	略	

<u>その他の法人</u>	略
---------------	---

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)及び(3)に掲げる事業以外の事業	略	
(2) 電気供給業((3)に掲げる事業を除く。)、 <u>ガス供給業</u> 及び保険業	略	

(3) 電気供給業のうち	略	
小売電気事業等、 <u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>	各事業年度の所得	100分の 1.85

(4) 特定ガス供給業	各事業年度の収入金額	100分の 0.48
	各事業年度の付加価値額	100分の 0.77
	各事業年度の資本金等の額	100分の 0.32

5 略

(3) 電気供給業のうち	略	
小売電気事業等 <u>及び発電事業等</u>	各事業年度の所得の 金額	100分の 1.85

5 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条及び第5条の規定 公布の日

(2) 第2条及び次条の規定 令和5年1月1日

(3) 第3条及び附則第4条第2項の規定 令和5年4月1日

(4) 第1条中鳥取県税条例第88条第3項の改正規定 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(個人の県民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例第24条の3の規定は、令和5年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和4年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 納税義務者が令和4年1月1日前に所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における第2条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下この条において「旧条例」という。）第24条の3第3項の規定において読み替えて適用する旧条例第24条の3第2項の規定による控除は、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、第6条の規定による改正後の鳥取県税条例の一部を改正する条例（令和2年鳥取県条例第8号）附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第3号に掲げる規定による改正前の鳥取県税条例（次項において「新令和2年改正前鳥取県税条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び次条第1項において「施行日」とい

う。)以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新令和2年改正前鳥取県税条例第54条第1項、第56条第2項並びに第58条第2項及び第4項の規定（これらの規定中特定卸供給事業に係る部分を除く。）は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第4条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、令和5年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和4年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（規則への委任）

第6条 第208回国会において地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）が原案どおり成立しない場合における鳥取県税



条例の規定の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。